

実施状況確認調査へのご質問に対する回答

1. 国際環境 NGO FoE Japan 殿からのご質問に対する回答

(カテゴリ分類)

(1) カテゴリ C に分類された案件のうち、「追加設備投資を伴わない権益取得」は何件あるか。そのうち、プロジェクト全体については「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に該当する案件は何件あるか。

(答) 今回の実施状況確認調査対象案件のうち、「追加設備投資を伴わない権益取得」は 3 件です。ガイドラインに例示されています「影響を及ぼしやすい特性」及び「影響を受けやすい地域」に該当する案件はありません。

(2) カテゴリ B に分類された案件のうち、「既存設備のメンテナンスプロジェクト」「拡張を伴わないリハビリ」「追加設備投資を伴わない権益取得」はそれぞれ何件あるか。そのうち、プロジェクト全体については「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に該当する案件は何件あるか。

(答) 今回の実施状況確認調査対象案件のうち、「既存設備のメンテナンスプロジェクト」、「拡張を伴わないリハビリ」、「追加設備投資を伴わない権益取得」の何れにも該当するものはありませんでした。

(3) カテゴリ FI のうち、後日カテゴリ A に分類されるようなプロジェクトにその資金が使われていることはないのか。

(答) カテゴリ FI となるツアー・ステップ・ローンは、一般的に、機器の単体輸出などの小規模サブプロジェクトを機動的に支援するためのものであるため、カテゴリ A に分類されるようなサブプロジェクトは極めて稀です。実際、調査対象のカテゴリ FI 案件 8 件のうち、6 件についてはカテゴリ A に分類されるようなサブプロジェクトはサブローンの対象としない旨融資契約上定めていることを確認しました。その他の 2 件については、カテゴリ A 案件に資金が使われることはありうるものの、現時点ではカテゴリ A 案件には使われていませんでした。なお、8 件全てにおいて、金融仲介者等を通じ、ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認しています。

(4) カテゴリ分類をした後に、新たな環境影響が判明したなどの理由で、カテゴリ分類に変更が生じた案件があるか。あるとすれば何件か。

(答) これまで、カテゴリ分類に変更が生じた案件はありません。

(5) カテゴリ A の 30 件を除く 585 件のうち、カテゴリ B, C, FI 案件はそれぞれ何件か。

(答) カテゴリ B 案件は 60 件、カテゴリ C 案件は 482 件、カテゴリ FI 案件は 43 件です。

(6) カテゴリ分類連絡表とはどのようなものか。

(答) 投融資担当部署が環境審査室にカテゴリ分類結果を連絡する定型内部文書です。記載内容は当行ウェブにて、「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」として公表されています。

(環境レビュー)

(7) JBIC が環境レビューを実施するときの具体的な内部のプロセスをお聞きしたい。

(答) スクリーニングを行った結果、カテゴリ A もしくは B であった場合には、投融資担当部署及び環境審査室が必要に応じて外部専門家等も活用しつつ、情報の收拾、分析を行い、サイト実査を行います。

(8) ガイドラインには、「必要に応じ」実査等行うとされていますが、カテゴリ A 案件 30 件のうち、実査は行ったのは何件か。

(答) 29 件です。残り 1 件は、現地法制度上、廃棄物の適切な管理がなされること、また住民移転が発生しないこと、周辺住民への特段の影響は予見されないと判断したことなどから、実査は行いませんでした。

(9) カテゴリ A 案件で実査に赴いた時の現地での調査方法・項目をお聞きしたい。

(答) プロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現地視察により、プロジェクト実施主体者による環境社会配慮の内容を確認しています。調査項目は、ガイドラインのチェックリストでの記載項目の他、書類上では確認できない内容や、現地国・地方政府や住民・住民代表者等から直接説明を聞く内容等が中心となります。

(10) カテゴリ A 案件の環境レビューにあたって、JBIC は環境アセスメント報告書及び住民移転計画書以外の書類を受け取っているか。何件についてどのような書類を受け取っているか。

(答) プロジェクトによっては、現地国制度として書類が複数存在する場合がある等、国毎・プロジェクト毎に書類の種類・性質・数・名称等は千差万別であり、何件について何の書類を受け取っているかについては一元管理していません。

(11) カテゴリ A の EIA は、「2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書」の原則をどれほど満たすものだったか。(例えば、公開の言語、閲覧やコピーの取得等、どの程度実施されていたか。)

(答) 原則をどの程度満たすのかは相手国の EIA 制度に依存するところがありますが、当行がガイドラインに掲げる原則と比較し、必要な追加策が講じられるべきであると判断した場合は、プロジェクト実施主体者等による自主的な取り組みを通じ、プロジェクトにおける環境社会配慮が適切になされるよう求めており、その結果、原則を概ね満たしています。

(12) RAP が作成されていない1案件について、JBIC が確認した住民移転に係る必要事項というのは具体的に何か。

(答) 移転住民に対する事前説明及び合意、生計回復を念頭に置いた必要な各種調査、社会的弱者への配慮、その他影響のモニタリング等について確認を行っています。

(情報公開)

(13) 「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」の掲載は、平均的に言って、JBIC が借入人からの正式な融資要請を受けてから何日後か。またスクリーニング終了後、ウェブ掲載までにかかった日数はどのくらいか。

(答) 当行は、可能な限り早期にカテゴリ分類を公開する精神から、融資を行う可能性がある案件については、融資要請のタイミングに関わらずスクリーニングに必要な情報が揃ったところでカテゴリ分類を公表しています。従って、融資要請を受けてから何日後であるかは把握していません。スクリーニング終了後は通常 2～3 日以内にウェブ掲載しています。

(14) スクリーニング情報の公開について、FAQ58の回答において、「45 日程度は公開が可能となるよう努力して参りたい」としているが、平均的に、実際には何日程度だったのか。

(答) カテゴリ分類情報の公開期間については、融資が承諾に至り、それに伴ってウェブページが更新されると、それ以前の更新情報が破棄されてしまうという技術的な問題もあり、正確な平均日数を割り出すことはできませんでしたが、行内でのヒアリングによって、カテゴリ A 案件についてはいずれも最低 45 日程度は公開されていたことを確認しました。

(15) EIA 以外に、JBIC が入手した主要な文書を全て教えていただきたい。また、いくつかの案件について、それらの各文書を入手したのか。

(答) 上記(10)の回答をご参照下さい。

(意思決定・融資契約等への反映)

(16)2003年10月～2007年3月末までに承諾された国際金融等業務の出融資案件615件のうち、環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等の実施を行ったことがあるのか。あるとすれば、何件で、どのような場合か。

(答)調査対象の85件については、貸付停止等を行なった事例はないことを確認しました。残りの530件についても、知りうる限りそのような事例はないと承知しています。

(モニタリング実施状況)

(17)JBICが借入人に求めているモニタリング報告とは、文書によるものか。(報告書の様式を成しているのか。)

(答)ガイドライン参考資料にモニタリングフォームが掲載されており、これを参考例として、各案件の特性に応じて適切な項目が記載されている書面によるモニタリング報告を求めています。

(18)JBICによるモニタリングの実施方法は、借入人によるモニタリング報告の受領のみか。案件によっては、実査もするのではないかとと思うが、カテゴリA案件30件のうち、実査をしている案件は何件あるか

(答)プロジェクトの工事・操業の状況やモニタリングの内容に応じて、モニタリング報告に加え、特にフォローが必要と判断されるプロジェクトについては適切なタイミングで現地訪問を行うことにしています。また実査に限らず、必要に応じてプロジェクト実施主体者等との対話もプロジェクト実施主体者の現地オフィス等で行うことにしています。なお、かかる現地調査は、従来より必要に応じ外部専門家等に意見を求めつつ実施することにしています。

(19)モニタリングレポートの提出の「適切な時期」、またモニタリングを実施する「一定期間」とは、具体的にいつの時期・期間をさすのか。

(答)セクターやプロジェクトの内容・特性、周辺の状況等様々な要素を踏まえ、個別に判断しているところ、いつの時期・期間をさすかについては一概に言うことは困難です。例えば、着工から融資完済までの何ヵ月毎となっているものもあれば、案件の性格によっては操業時の影響に焦点を当てて完工後から融資完済までの何ヶ月毎となっているものなど、様々なパターンが存在します。

(20)カテゴリFIに分類されたプロジェクトは、ガイドライン上はモニタリングしないことになっていますが、JBICは、カテゴリFIについては全くモニタリングしていないのですか。

(答)カテゴリFI案件については、原則として金融仲介者にてモニタリングを含めた環境社会配慮確認を実施することになっています。その意思と能力が当該金融仲介者にあるか否かについては案件当初に確認を行っています。

(21) モニタリングの報告義務が融資契約などに記載されていたことが確認されているが、実際のモニタリング報告はどの程度の頻度で受け取っているのか。また、これまで全てカテゴリ A 案件のモニタリング報告が滞りなくモニタリング報告を受けているのか。

(答) 多くは半年毎もしくは1年毎のモニタリング報告を義務付けています。既にモニタリング対象期間に入っているカテゴリ A、B プロジェクト(計 24 件)については、滞りなくモニタリング報告を受けています。残りの 20 件についても、今後順次モニタリング報告を受ける予定となっています。

(22) モニタリング報告を受け取った後の JBIC の対応についてお聞きしたい。

(答) 当初計画値及び国際的基準との比較を行う等、モニタリング結果の確認を行っています。

(住民移転)

(23) JBIC では「大規模住民移転」「小規模住民移転」をどのように定義しているのか。

(答) 大規模住民移転の定義は 200 人を目安としています。また小規模住民移転の定義は 200 人未満を目安としています。

(24) 環境レビューにおいて、JBIC は、住民移転の際の補償措置について、どのように確認しているのか。

(答) プロジェクト実施主体者による移転の際の補償措置については、ガイドラインのチェックリストに記載されている内容を中心に、まずは書類等による確認を行い、更にプロジェクトサイト実査の際にプロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現場視察により確認しています。

(25) JBIC では、環境レビューにおいて RAP を審査する際、RAP においてどのような点がクリアしなければいけないと考えているか。また、内部でその基準やポイントなどを記した文書はあるのか。存在する場合、それは公開できないのか。

(答) 上記(12)の回答をご参照下さい。また、環境レビュー時のポイントはガイドライン(特に第 2 部、チェックリスト)をご参照下さい。

(26) 調査対象案件について、移転住民の生活水準、収入機会、生産水準の改善もしくは回復の実際の状況はどうだったのか。

(答) 環境レビュー時には、住民移転が発生するプロジェクトに関しては、プロジェクトの工事時、操業時に亘り、プロジェクトの特性に応じて、実施前以上の生活水準が確保されるような配慮が、プロジェクト実施主体者等によりなされる計画であることを確認しています。

(27) 調査対象案件における、ガイドライン13頁(非自発的住民移転)の第3パラグラフの実施状況(影響を受ける人々やコミュニティーの非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係わる参加の促進状況)をお聞きしたい。

(答) 相手国政府における法制度に基づき、適切な参加が促進されていることを確認しています(実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」をご参照)。具体的には、まずは書類等による確認を行い、更にプロジェクトサイト実査の際にプロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現場視察により確認しています。

(少数民族・先住民族)

(28) 該当案件において、先住民族に対して、十分な情報に基づいた合意が得られていたかどうかお尋ねしたい。

(答) ガイドラインに則り、プロジェクトの性質に応じ、適切な実施がなされていたことを確認しました。

(プロジェクト実施主体者によるモニタリング)

(29) モニタリング結果の現地での公開状況をお聞きしたい。

(答) プロジェクト実施主体者による現地での公開には様々な方法・形態がありえるため、これらについては確認できていないものの、当行としては現地で公開されるよう促しています。

(30) 影響を受ける人々やコミュニティーのモニタリングへの参加の状況をお聞きしたい。

(答) モニタリングの内容にもよりますが、例えば住民移転プロセスや生計手段回復プロセス等については、影響を受ける人々やコミュニティーもモニタリングに参加しています。

(31) 14 頁(モニタリング)第 4 パラグラフ:ステークホルダーの参加の、問題解決に向けた手順の合意の実施状況についてお尋ねしたい。

(答) プロジェクト実施主体者が、第三者等から環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘を実際に受けていたケースは確認できませんでしたが、実施状況確認調査報告書中の「4.2.5(3) (P.17 下部)」にあるとおり、調査対象案件の大半において、「環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること」が融資契約上規定されており、かかる体制が整っていたことを確認しました。

(その他)

(32) ガイドライン第1部(3)第2パラグラフ:ステークホルダーからの情報の活用状況をお聞きしたい。

(答)日々、数多くの情報が、様々なルートで、ステークホルダーから寄せられていることから、個別件数をカウントしてはませんが、立証された正確な事実に基づく情報提供があった場合には、環境社会配慮の再確認等適切な対応をとっていると認識しています。

(33) 同第3パラグラフ:環境社会配慮確認に要する情報:協調融資プロジェクトの場合、他の金融機関等との環境社会配慮に関する情報交換をどのように、どの程度行ったのかをお聞きしたい。

(答)協調融資銀行との間では、スクリーニング情報、実査結果を含む環境レビュー情報を書面、口頭などでシェアし、当該協調融資銀行での環境リスク判断の一助として活用頂いています。

(34) 同第4パラグラフ:ステークホルダーの関与状況の確認の実施状況をお聞きしたい。

(答)実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」、「5.1.3.2 少数民族・先住民族」、「5.3 地域住民への説明」をご参照下さい。

(35) 同第5パラグラフ:外部専門家等の意見の活用状況をお聞きしたい。

(答)カテゴリA案件については、全件外部専門家等の意見を活用し、環境レビューを実施しました。

(36) 第二部で求められている要件のうち、調査報告書に含まれていないものについての、実施確認状況はどうだったのかをお聞きしたい。具体的には、以下のとおり。

・(基本的事項)早期段階における代替案や緩和策の検討及び、その結果がどの程度プロジェクトに反映されていたのか。

・(基本的事項)異論の多いプロジェクトにおける専門家等による委員会が設置された案件がいくつあるか。またその意見はどのように扱われたのか。

・(検討する影響のスコープ)調査対象案件のうち、各案件における影響検討の範囲はどのようになっていたのか。

・(社会的合意及び社会影響)地元住民等のステークホルダーとの協議の結果が、どのようにプロジェクトに反映されたのか。

(答)

【代替案や緩和策の検討及びプロジェクトへの反映】

融資承諾前の環境レビューにおける代替案検討の確認については、実務的には住民移転等の社会環境や保護区等の自然環境の配慮確認の中で行っており、適切に実施されていたことを確認しました。

#### 【専門家等による委員会設置】

例えば住民移転が発生するプロジェクトにおいて、プロジェクト実施主体者、被影響住民、行政などが参加する委員会や類似の場が設置され、その結果を踏まえた対応がなされたことを確認しました(実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」をご参照)。

#### 【検討すべき影響の範囲】

それぞれの案件の特性に即して、調査・検討すべき影響範囲が適切に特定されました。実態としては、環境チェックリストにおけるチェック項目に基づき当行が確認すべき影響範囲を特定しレビューを行う中で、プロジェクト実施主体者側で調査・検討した影響範囲に不足があればプロジェクト実施主体者側に対して追加で調査・検討を求めています。

#### 【ステークホルダーとの協議】

実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」、「5.1.3.2 少数民族・先住民族」、「5.3 地域住民への説明」をご参照下さい。



## 2. Japan Center for a Sustainable Environment and Society 殿からのご質問に対する回答

(1) ガイドライン「第1部の3の(3)」に基づいて、プロジェクト予定サイトへの実査が行われた事例があれば、その調査手法、結果を具体的に教えて頂きたい。

(答) カテゴリーA 案件 30 件のうちサイト実査を行ったのは 29 件です。調査手法は、ガイドラインのチェックリストに記載されている内容を中心に、まずは書類等による確認を行い、更にプロジェクトサイト実査の際にプロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現場視察により確認しています。

残り 1 件は、現地法制度上、廃棄物の適切な管理がなされること、また住民移転が発生しないこと、周辺住民への特段の影響は予見されないと判断したことなどから、実査は行いませんでした。

(2) ガイドライン「第1部の5の(1)」に基づいて、第三者の求めに応じてガイドラインに具体的に記載されている情報以外の環境社会配慮に関する情報の提供が行われた事例があれば、その情報(文書のタイプ等)を教えてください。

(答) 行内の様々な部門から日々多数の情報提供を行っているところ、個々のケースにおいてどのような情報・文書を提供したかについては一元管理していませんが、守秘義務に抵触しない範囲において最大限の情報提供を行っています。

(3) 報告書「4.2.3. 環境レビュー実施状況」の「(3)調査結果」の において、住民移転計画書を作成していない案件について「住民移転に係る必要事項」を確認した旨が記載されているが、この必要事項とは何か。また、本案件がガイドラインを遵守していると判断した理由を教えてください。

(答) 移転住民に対する事前説明及び合意、生計回復を念頭に置いた必要な各種調査、社会的弱者への配慮、その他影響のモニタリング等について確認を行い、RAP がなくとも実質的に適切な配慮がなされていたと判断しました。

(4) 報告書「5.1.3.1. 住民移転」において、住民移転の有無のみが評価の対象となっているが、住民移転を伴わない生計手段の喪失を伴った案件数、各案件での被影響住民数、実際に行った(または予定されている)対策とその結果を教えてください。

(答) 地域住民の生活・生計についてもガイドラインのチェックリスト等に基づきレビューを行い、プロジェクト実施主体者等により適切な配慮がなされていることを確認しました。例えば、農業代替地の確保、必要な予算措置、ステークホルダー等の関与、生活水準把握のための社会経済調査の実施、移転先でのインフラ整備等が対策として実施されていました。

(5) 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する 6 案件のうち、移転住民規模が明らかになっていない 5 案件の移転住民数を教えて頂きたい。

(答) 178 世帯、290 世帯、140 世帯、354 世帯、40 世帯です(順不同)。

(6) 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する 6 案件のうち、2 案件は住民との合意済みで、1 案件は個別交渉実施予定であることが記載されているが、残り 3 案件に関する合意の有無を教えて頂きたい。

(答) 6 案件のうち、4 案件は合意済みで、残り 2 案件は環境レビューの時点では個別交渉を実施していたところであり、その時点で交渉が終了している対象者との間では合意を得ていました。複数回に亘る住民への説明会、交渉実施に係る現地地方政府からの指示等から、今後も住民移転計画及び現地法制度に則した形で順次合意がなされるものと判断しました。

(7) 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する 6 案件のうち、2 案件は補償が支払われたことが記載されている。この 2 案件において、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」したことを JBIC はどのように確認されたのか。また他 4 案件において、上記要件が確保できることをどのように確認したのか。

(答) いずれの案件についても適切に補償等の配慮がなされていることを確認しています。具体的には、ガイドラインのチェックリストに記載されている内容を中心に、まずは書類等による確認を行い、更にプロジェクトサイト実査の際にプロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現場視察により確認しています。

(8) 報告書「5.1.3.1. 住民移転」に該当する 6 案件について、補償の有無(計画も含め)は明らかになっているが、補償以外の支援策についての記載はない。どのような対策を行ったのか。

(答) 例えば、道路や公園、病院等のインフラ整備、宗教施設の移設、地元雇用・職業訓練といった対策がなされています。

(9) 報告書「5.1.3.1. 少数民族・先住民族」に該当する 2 案件について、それぞれ、影響を受ける先住民族の規模を教えて頂きたい。

(答) 約 6,000 人、約 1,400 人ですが、前者については、現地の先住権法・判例等によりサイト内に当該民族の独占所有地はないと判断されている点を確認しました。

(10) 報告書「5.1.3.1. 少数民族・先住民族」に該当する2案件について、ガイドライン上は「十分な情報に基づいて先住民の合意を得られるよう努める」ことが要件となっているが、協議の実施状況及び合意の有無について教えて頂きたい。

(答) 先住民との協議・合意の下、実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.2.(2)」の表に記載した対応が取られていたことを確認しました。

(11) 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、ステークホルダーへの説明を行っていない案件が1件あることが記載されているが、ガイドラインを遵守しているとJBICが判断した理由を教えて頂きたい。

(答) プロジェクトの立地・性質(海上、かつ非漁業区)からして、影響を受けるステークホルダーが存在しなかったため、現地環境当局が、現地国制度に基づき、公開協議は不要と判断し、当行としてもその判断を妥当と判断しました。

(12) 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、ガイドライン上は環境影響評価項目選定時ドラフトと作成時に開催することが望ましいと規定しているが、各案件でこれらの段階で開催されたかどうかを確認しているか。また、確認している場合は、実際にこれらの段階で開催された案件を教えて頂きたい。

(答) カテゴリA案件30件のうち17件については、現地国のEIA制度に基づきステークホルダーとの協議を然るべきタイミングで実施していることを確認しました。またそれ以外の13件のうち12件も、EIA作成時にはステークホルダーとの協議を自主的に行っていたことを確認しました。なお、残り1件は、上記(11)の回答をご参照下さい。

(13) 報告書「5.3. 地域住民への説明」について、現地でのEIAの公開を行っていない案件が3件あると記載されているが、ガイドラインを遵守しているとJBICが判断した理由を明らかにされたい。これに関し第1回コンサルテーション会合においてJBIC担当者から「現地法においてEIAの公開が禁止されている」との説明があったが、現地法においてEIAの公開が禁止されている国名を教えて頂きたい。

(答) EIAが公開されていなかった3件のうち2件については、EIA承認レターが公開され、住民より要求がある場合にはEIAも開示する等の対応がなされていたため、実質的には問題ないと判断しました。残り1件については、プロジェクト実施主体者である現地国政府が、プロジェクトサイトが非居住区/非漁業区のため、被影響住民等の対象者もいないため、現地国制度に基づき公開不要と判断したケースであり、当行としても、その判断を妥当と判断しました。

### 3. 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ殿からのご質問に対する回答

(調査の手法)

(1)本調査の「1. 調査の目的」によれば、本調査はガイドライン改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成することを目的としている。今後の改訂作業のための基礎資料とするためには、ガイドラインの目的である(1)プロジェクト実施主体に対して適切な環境社会配慮の実施の促進、(2)JBICによる環境社会配慮確認における透明性・予測可能性・アカウンタビリティの2点について、その達成状況を評価すべきであると考えられる。実際に多くの国際機関が、環境社会配慮に関するセーフガード政策改定にあたって、ステークホルダーの参加に基づき、各政策の効果や影響にまで踏み込んだ評価を実施している。JBICがガイドラインの効果・影響などの評価を行わず、「実施状況」の確認にとどめた理由は何か。借入人・プロジェクト実施主体者や、影響住民・NGOなどステークホルダーからの聞き取り調査を行わなかった理由は何か。

(答)

(1)以前 NGO 有志から頂いたアドバイスを受け止め、「実施状況」の確認にとどめず、可能な限り効果・影響などの評価を試みました。一例として、現地法上 EIA が義務付けられていなかったにも関わらずガイドラインに即した環境社会配慮確認に係るレビューに対応するため、事業者が自主的に EIA を実施したケースがあったことを確認しました(実施状況確認調査報告書中の「5.2(2)特記すべき事項」をご参照)。

それ以外の効果・影響については、プロジェクト実施主体者が行った幾多の環境社会配慮施策の中で、ガイドラインのみに帰せられるものだけを切り出すのは困難でありました。というのも、プロジェクト実施主体者が行った数々の環境社会配慮施策の中には、ガイドライン以前に、現地法での要件に従ったものや、純粹に自主的な取組も含まれているからです。

(2)環境レビュー時に比較的影響が大きいと判断されたプロジェクトについてはプロジェクト実施主体者への訪問、現地調査等を行い、その中で必要に応じて地域住民の状況も確認するなど、現地の状況確認を行っています。

また、日々のモニタリング確認業務の中でも現地の状況は可能な限り把握に努めています。ガイドライン実施状況確認調査に当たっては、それらの情報も活用し、可能な限りガイドラインに帰せられる効果も特定しながら、ガイドラインに沿って業務がなされているかについて実施状況確認を行いました。

(調査されていない項目)

(2) 適切な環境社会配慮がなされないとして融資が行われなかった事例の有無(ガイドライン第1部3(5)、6)

(答) 環境レビューの結果、「適切な環境社会配慮が確保されない」と判断したケースはありません。実態としては、適切な環境社会配慮水準に達していない場合には、環境レビュー以前もしくはその過程において改善を求め、それを確認した上で環境レビューを完了しています。

(3) カテゴリ FI における環境レビューの実施状況(ガイドライン第1部4(3))

(答) カテゴリ FI 案件における環境レビューについては、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいてガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認していました。具体的には、金融仲介者との融資交渉等の過程でガイドラインを提示・説明し、サブローン供与にあたっては同ガイドラインを遵守する意思及び能力があることを要求していたのみならず、適切な環境社会配慮がなされるよう手配し、それを確認することを貸付契約書にて特約もしくは表明させていました。

(4) 第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的指摘があった場合におけるJBICの対応状況(ガイドライン第1部4(4)、ガイドライン第1部5(1))

(答) 外部の方からは、環境社会配慮が十分でないというもの以外にも様々な指摘・情報提供を日々頂いているところ、件数については一元管理していませんが、第三者から頂いた指摘については借入人に伝達するとともに、必要に応じて借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促しています。

(5) モニタリングにおいて、プロジェクト実施主体者の対応が不相当であるとして、JBIC側の措置が検討された事例、その検討結果(同)

(答) 調査対象の85件については、そのような事例は今のところ発生していないことを確認しました。また、残りの530件についても、知りうる限りそのような事例はないと承知しています。

(6) スクリーニング情報及び環境アセスメント報告書等の情報公開の期間(平均値、最短値)(ガイドライン第1部5(2)、FAQ Q58)

(答) カテゴリ分類情報の公開期間については、案件が承諾に至り、それに伴ってウェブページが更新されると、それ以前の更新情報が破棄されてしまうという技術的な問題もあり、正確な平均日数を割り出すことはできませんでしたが、行内でのヒアリングによって、カテゴリ A 案件についてはいずれも最低45日程度は公開されていたことを確認しました。

EIA等主要な文書の公開期間については、カテゴリ A 案件30件のうち、記録が残っている28件におけるEIA等主要な文書の公開期間の平均は275日、最短は64日でした。

(7) 第2部の要件のうち、Phase2 調査に記載されていない以下の要件の遵守状況

- 環境社会影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討 (基本的事項、対策の検討)
- 影響が重大なプロジェクトにおける専門家委員会等の設置 (基本的事項)
- 検討されるべき影響の範囲 (検討する影響の範囲)
- 影響の大きいプロジェクトにおける情報公開・協議の実施 (社会的合意及び社会影響)
- 社会的弱者に対する適切な配慮 (社会的合意及び社会影響)
- 非自発的住民移転及び生計手段の喪失を回避、最小化するための対策の検討 (非自発的住民移転)
- 住民移転に関する対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加の促進 (非自発的住民移転)
- 予測困難な影響に対する対策 (モニタリング)
- モニタリング結果のステークホルダーへの公開 (モニタリング)
- 第三者等からの指摘に基づく協議・問題解決の手順合意 (モニタリング)
- 環境アセスメント報告書の地域の人々が理解できる言語と様式による書面の作成 (第2部2)
- 環境アセスメント報告書に関する協議の実施 (第2部2)
- 環境アセスメント報告書への協議記録の添付 (第2部2別表)

(答)

【代替案・緩和策の検討】

融資承諾前の環境レビューにおける代替案検討の確認については、実務的には住民移転等の社会環境や保護区等の自然環境の配慮確認の中で行っており、例えば代替案検討の過程で、プロジェクト実施主体者等により、被影響住民、行政機関、学者などの専門家等からの意見が纏められた上で、適切に実施されていることを確認しました。

【専門家委員会の設置】

例えば住民移転が発生するプロジェクトにおいて、プロジェクト実施主体者、被影響住民、行政などが参加する委員会や類似の場が設置され、その結果を踏まえた対応がなされたことを確認しました(実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」をご参照)。

【影響範囲】

それぞれの案件の特性に即して、調査・検討すべき影響範囲が適切に特定されました。実態としては、環境チェックリストにおけるチェック項目に基づき当行が確認すべき影響範囲を特定しレビューを行う中で、プロジェクト実施主体者側で調査・検討した影響範囲に不足があればプロジェクト実施主体者側に対して追加で調査・検討を求めています。

#### 【情報公開・協議の実施】

実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」、「5.1.3.2 少数民族・先住民族」、「5.3 地域住民への説明」をご参照下さい。

#### 【社会的弱者配慮】

社会的弱者のうち少数民族、先住民族に関しては、実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.2 少数民族・先住民族」をご参照下さい。

それ以外の社会的弱者、具体的に女性、子供、老人、貧困層、少数民族等は、全てのプロジェクトに対して求めているものではなく、プロジェクトの性格、立地、あるいは現地国制度等を勘案し、必要と考えられる場合に検討するものです。例えば、住民移転が発生するプロジェクトでは社会的弱者が存在するか、移転交渉の過程で高貧困率で識字率の低い村落において、口頭で且つ理解できる現地で広く使われる言語での説明がなされるか、現地法制度上求められる社会的弱者への配慮が適切になされるか、等といったものであり、実際に当該プロジェクトを実施するうえで必要であり対応可能なものを想定しています。

#### 【非自発的移転対策検討】

実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」をご参照下さい。

#### 【住民移転対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加】

相手国政府における法制度に基づき、適切な参加が促進されていることを確認しています(実施状況確認調査報告書中の「5.1.3.1 住民移転」をご参照)。具体的には、まずは書類等による確認を行い、更にプロジェクトサイト実査の際にプロジェクト実施主体者、借入人、現地国・地方政府、住民・住民代表者等との面談・協議や現場視察により確認しています。

#### 【予測困難な影響に対する対策】

予測困難な影響が生じたケースはこれまでのところ確認されていませんが、当初予見されていなかった影響の早期発見という目的のもとモニタリングを行ってきています。万一、予見されていなかったことや、何らかの問題が指摘または確認された場合には、速やかに借入人等に伝達し、適切な対応を促すこととしています。

#### 【モニタリング結果の公開】

プロジェクト実施主体者による現地での公開には様々な方法・形態がありえるため、これらについては確認できていないものの、当行としては現地で公開されるよう促しています。

【第三者からの指摘に基づく協議・問題解決の手順合意】

プロジェクト実施主体者が、第三者等から環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘を実際に受けていたケースは確認できませんでしたが、実施状況確認調査報告書中の「4.2.5(3) (P.17 下部)」にあるとおり、調査対象案件の大半において、「環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること」が融資契約上規定されており、かかる体制が整っていたことを確認しました。

【EIA の言語、様式】

EIA の言語や様式については、相手国の EIA 制度に依存するところがありますが、当行がガイドラインに掲げる原則と比較し、必要な対策が講じられるべきであると判断した場合は、プロジェクト実施主体者等による自主的な取り組みを通じ、EIA の言語あるいは様式の適切な選択がなされるよう促し、その結果、原則を概ね満たしています。

【EIA に関する協議】

カテゴリ A 案件 30 件のうち 17 件については、現地国の EIA 制度に基づきステークホルダーとの協議を然るべきタイミングで実施していることを確認しました。またそれ以外の 13 件のうち 12 件も、EIA 作成時にはステークホルダーとの協議を自主的に行っていたことを確認しました。なお、残り 1 件は、プロジェクトの立地・性質(海上、かつ非漁業区)からして、影響を受けるステークホルダーが存在しなかったため、現地環境当局が公開協議は不要と判断し、当行としてもその判断を妥当と判断しました。

【EIA への協議記録添付】

EIA の様式は、相手国の EIA 制度に依存するところがあるため、必ずしも EIA そのものに添付されているとは限りませんが、その場合、当行がガイドラインに掲げる原則に基づき、協議の記録については適切に確認していました。

(調査内容に対する質問)

(8)RAPが作成されていなかったプロジェクト 1 件について、「住民移転に係る必要事項は環境レビュー時に確認済みであった」(p.12)とされているが、どのような情報に基づいて環境レビューを行ったのか。得られた情報は、通常のRAPと同程度のものではなかったのか。

(答) 移転住民に対する事前説明及び合意、生計回復を念頭に置いた必要な各種調査、社会的弱者への配慮、その他影響のモニタリング等について確認を行い、RAP がなくとも実質的に適切な配慮がなされていたと判断しました。



(9) カテゴリA案件 30 件中、3 件についてEIAが公開されていない。これら案件について、JBICはどのような理由でガイドラインを遵守していると判断したのか。

(答)EIA が公開されていなかった 3 件のうち 2 件については、EIA 承認レターが公開され、住民より要求がある場合には EIA も開示する等の対応がなされていたため、実質的には問題ないと判断しました。残り 1 件については、プロジェクト実施主体者である現地国政府が、プロジェクトサイトが非居住区/非漁業区のため、被影響住民等の対象者もないため、現地国制度に基づき公開不要と判断したケースであり、当行としても、その判断を妥当と判断しました。

以 上

#### 4. 財団法人 地球・人間環境フォーラム殿からのご質問に対する回答

(調査手法について)

(1)本調査実施に当たっては委託・委嘱などによりコンサルタント等外部機関への発注をされましたでしょうか。その場合、下記についてご教示ください(調査実施機関(者)または補助機関は調査実施手法の一つとして貴重な情報であるため)。

- ・ 調査に従事したコンサルタントの会社名
- ・ 調査実施者氏名
- ・ 調査項目
- ・ 調査期間、M/M

(答)実施状況確認調査の実施にあたって、一部外部の機関を雇用しましたが、調査実施手法を含め本調査結果については当行が全責任を負っています。

(2)本調査実施にあたり、スクリーニング・フォームの確認、カテゴリ分類の確認などの文書確認は行ったとのことですが、国際協力銀行の審査および融資判断の重要な根拠となる、環境審査室作成文書(環境所見など)や環境チェックリストの作成状況、記載内容についての確認は行ったのでしょうか。また(文書記載漏れなどの確認以外に)環境審査室や外部コンサルタントに対して、個別案件の審査方法、確認事項、合意事項などに関してのヒアリングを行ったのでしょうか。

(答)実施状況確認調査フェーズ1においては、ガイドラインにて規定されている手続要件を満たしているかという観点で調査を行った関係上、環境レビューにかかる内部記録である所見、チェックリスト等を踏まえた成果物としてのチェックレポートが適切に作成されていたことを確認しました。

一方、実施状況確認調査フェーズ2においては、カテゴリA案件全件(30件)について環境所見、環境チェックリストの作成状況、記載内容について確認を行い、必要に応じて当時の環境レビュー内容、確認事項などに関して環境審査室・投融資担当部署等にヒアリングを行いました。

(カテゴリ分類)

(3)環境チェック・レポートによれば、鉱山セクターであるのにカテゴリ B または C とされているなど、カテゴリ分類が適切なのかと思われる案件も散見されます。前回のコンサルテーション会合では「カテゴリ分類は概ね妥当であった」というようなご説明であったと記憶していますが、本調査内においてはカテゴリ分類の妥当性に関する評価はされたのでしょうか。

(答)今回調査対象となった合計 85 件の分類妥当性については、国際機関や先進国の基準も参照しつつ、環境への望ましくない影響の可能性も勘案してカテゴリ分類がなされていたことを確認しています。残りの 530 件についても同様と考えます。また、当行内のカテゴリ分類の手続きにおいて、投融資担当部署が環境審査室と協議し、チェックを受けることとなっています。

なお、カテゴリ分類は、ガイドラインに基づきセクター、特性及び地域に該当するか否か、大規模か否か等により確認しています。従って、鉱山セクターであってもプロジェクトの内容を確認し分類していますので、カテゴリ B または C に分類されるものもありません。

(非自発的住民移転について)

(4) (p.12)「カテゴリ A 案件 30 件のうち、大規模非自発的住民移転を生じる案件は 4 件」と書かれていますが、「大規模住民移転」の定義をご教示ください。

(答)200 人を目安としています。

(5) (p.12)大規模非自発的住民移転を生じた 4 件の国別内訳をご教示ください。

(答)ベトナム2件、ボリビア、中国です。

(6) (p.12)本調査において、A 案件 30 件につき、用地取得により影響を受ける世帯数の把握はされていますか。その場合、各案件につきどの程度の影響世帯があったかをご教示下さい。

(答)178世帯、290世帯、140世帯、354世帯、1世帯、40世帯です(順不同)。

(7) (p.12)残りの 26 件のうち、何らかの住民移転が生じた案件数をご教示ください。

(答)2 件です。

(8) (p.12)「残り1件については、現地法制度上、基本計画(RAP)の作成を要求されていなかったため」とありますが、これはどの国ですか。

(答)中国です。

(9) (p.12)「残り1件については、現地法制度上、基本計画(RAP)の作成を要求されていなかったため」とありますが、基本計画の提出があった4件については、現地法制度上、基本計画の策定が規定されているのでしょうか。

(答)規定されています。

(10) (p.33, 34)「小規模住民移転」の定義をご教示下さい。

(答)大規模住民移転(上記(4)の回答をご参照)以外です。

(代替案の検討)

(11)環境ガイドライン上の規定では「プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない」とされています。今回の調査では代替案検討の審査時における確認についてはどのような評価を行ったのでしょうか。

(答)融資承諾前の環境レビューにおける代替案検討の確認については、実務的には住民移転等の社会環境や保護区等の自然環境の配慮確認の中で行っています。例えば代替案検討の過程で、プロジェクト実施主体者等により、被影響住民、行政機関、学者などの専門家等からの意見が纏められた上で、適切に実施されていたことを確認しました。

(ステークホルダーとの協議の実施)

(12)環境ガイドライン上の規定で、「プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」とされているが、これについては、どのような評価を行ったのでしょうか。

(答)融資承諾前の環境レビューにおけるステークホルダーとの協議の確認については、実務的には住民移転等の社会環境や保護区等の自然環境の配慮確認の中で行っています。例えば住民移転が発生するプロジェクトにおいて、プロジェクト実施主体者、被影響住民、行政などが参加する委員会や類似の場が設置され、その結果を踏まえた対応がなされたか等を調査し、適切に実施されていることを確認しました。

(13) (p.17)3件について、JBICガイドライン遵守につき融資契約に盛り込まれたとのことですが、環境ガイドラインは、早期の段階からの情報公開に基づく協議とその結果のプロジェクト内容への反映を求めています。すなわち、融資契約後の対応ではすでに遅いと考えられますが、この規定についてはどのように担保されたのでしょうか。

(答)融資契約における条項は、当該契約以後に環境社会配慮に関する問題が生じた場合にステークホルダーとの協議が行われることの確保が目的です。早期の段階からの情報公開に基づく協議とその結果の反映については、融資契約前の環境レビューにて確認しています。

(意思決定への反映)

(14)環境ガイドライン上の規定では、「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」とありますが、この規定に関する下記の評価についてご教示下さい。

14-1)「適切な環境社会配慮が確保されない」と判断し、借入人を通じて、プロジェクト実施主体者に働きかけた案件はありますか。

14-2) 環境社会上の問題で、融資等を実施しなかったことはありますか。

(答)

14-1)環境レビューの結果、「適切な環境社会配慮が確保されない」と判断したケースはありません。実態としては、適切な環境社会配慮水準に達していない恐れがある場合には、環境レビュー以前もしくはその過程において改善を求め、それを確認した上で環境レビューを完了しています。

14-2)環境社会配慮上の問題で当行側から融資等を拒否した事例はありませんが、環境レビューの過程で環境社会配慮上の問題点について改善を求め続けている中でプロジェクトそのものが立ち消えになったケースはあります。ただし、件数は一元管理していません。

(影響項目ごとの分析)

(15)(p.30)「覆土管理計画(Cover Material Management Plan)を策定し、鉾山サイトにおける動物への影響を軽減する計画である」としているが、「覆土管理計画」とは何ですか。

(答)「覆土管理計画」とは、採掘する前の表土を、採掘後に埋め戻す際に、予めどの場所から採取したかを管理するためのものです。埋め戻し作業を行う際に、採掘前どの表土かが管理されていない場合、植栽やその他生物の生成に影響が出ることがあります。

(地域住民への説明、現地における情報公開)

(16)環境ガイドラインにおいては、EIA の公開に関して、「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されなければならない。」とされています。p.38の「ステークホルダーへの説明」とはEIA作成時の協議と考えてよいでしょうか。

(答)そのとおりです。

(17)(p.39)「カテゴリ A 案件(30件)のうち、19件は現地法制度に基づき、プロジェクト実施国において EIA が公開または公開される予定である」とされていますが、このうちの何件が「公開」されており、何件の公開が「予定」されているのでしょうか。

(答)18件が公開されており、1件が公開予定です。